平成２８年（フ）第８８０号
さいたま市南区文蔵２丁目５番23号　中島ビル301
債務者　小池　惠美
1　決定年月日時　平成28年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　石塚　洋一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年12月12日午前10時
5　免責意見申述期間　平成28年11月28日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第２４９号
宮崎市西池町７番16号　西池セントラルハイツ301号
債務者　仲　　清美
1　決定年月日時　平成28年９月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山口　弥生
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年11月29日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成28年11月28日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第１０８号
愛知県春日井市知多町２丁目94番地
債務者　中華食房ふぁんふぁこと長源福美こと宋　　福順
1　決定年月日時　平成28年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉野　彩子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年12月13日午前10時25分
5　免責意見申述期間　平成28年11月29日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１０７１号
愛知県半田市宮本町１丁目９番地の１　セントラル宮本102号、住民票上の住所愛知県半田市宮本町１丁目９番地の１　コーポＫ．Ｔ102号
債務者　企画乃森田屋こと　森田　剛得
1　決定年月日時　平成28年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森澤　史郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年12月13日午前10時20分
5　免責意見申述期間　平成28年11月29日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第２２９号
群馬県高崎市下豊岡町260番地１、従前の住所名古屋市守山区白沢町83番地　Ａ・ｆｏｒｔ鴻の巣102号
債務者　山西　英輔
1　決定年月日時　平成28年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岸本　博道
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年12月14日午前11時50分
5　免責意見申述期間　平成28年11月30日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１６７９号
横浜市港北区大倉山５丁目24番５号　メゾンドソレイユ202号
債務者　池間　直司
1　決定年月日時　平成28年９月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　今村　有希
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年12月５日午後１時40分
5　免責意見申述期間　平成28年12月２日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２８年（フ）第４２８号
静岡市駿河区向敷地638番地の２
債務者　藤川　元次
1　決定年月日時　平成28年９月１日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　天野　靖久
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年12月５日午前10時
5　免責意見申述期間　平成28年12月２日まで
静岡地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１６９号
岐阜市大蔵台21番21号、住民票上の住所岐阜県各務原市蘇原希望町２丁目27番地　（ナビハイツ第４六軒北302）
債務者　若山　与二
1　決定年月日時　平成28年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　臼井　俊治
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年12月６日午前10時10分
5　免責意見申述期間　平成28年12月６日まで
岐阜地方裁判所

平成２８年（フ）第２３７号
岐阜市折立436番地９
債務者　米倉　　克
1　決定年月日時　平成28年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　横井　　健
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年12月６日午前10時
5　免責意見申述期間　平成28年12月６日まで
岐阜地方裁判所

平成２８年（フ）第６３号
岐阜県海津市南濃町境69番地３　Ｌ・Ｓｈａｔｅａ105号
債務者　田中　大輔
1　決定年月日時　平成28年９月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤井　慎哉
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年12月21日午後４時
5　免責意見申述期間　平成28年12月14日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２８年（フ）第１９３号
岐阜県各務原市那加門前町２丁目32番地12
債務者　株式会社愛岐旅行各務原支社こと　大平　孝大
1　決定年月日時　平成28年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　古田　裕佳
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年12月16日午前10時20分
5　免責意見申述期間　平成28年12月16日まで
岐阜地方裁判所

平成２８年（フ）第１９４号
岐阜県各務原市那加門前町２丁目32番地12
債務者　大平ひろみ
1　決定年月日時　平成28年９月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　古田　裕佳
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年12月16日午前10時20分
5　免責意見申述期間　平成28年12月16日まで
岐阜地方裁判所

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２８年（フ）第７３７号
札幌市北区北32条西９丁目５番14号　ビッグバーンズマンションN32　403号
債務者　松本佳久子（旧姓小山）
1　決定年月日時　平成28年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１２２１号
札幌市北区北29条西14丁目１番５―102号
債務者　大山富貴子（旧姓黒須・菅野）
1　決定年月日時　平成28年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１２４６号
札幌市手稲区金山１条３丁目13番55―202号
債務者　岡　　直樹
1　決定年月日時　平成28年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１２５０号
札幌市北区北27条西９丁目２番10―211号
債務者　石毛　昭子
1　決定年月日時　平成28年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月27日まで
札幌地方裁判所民事第４部